

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
11月24日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件) (厚政課).....
 - 保安林指定の解除(森林整備課).....
 - 土地取用法の規定に基づく事業の認定(監理課).....
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....
 - 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(住宅課).....
- 公告
 - 国土調査の成果の認証(政策企画課).....
 - 契約の締結(デジタル・ガバメント推進課).....

山口県告示第三百二十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年十一月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名称	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
-----------------------	------------------------	---------------	------------	-----------	-------

医療法人河野 萩市大井一七 二三の一	医療法人河野 萩市大井一七 二三の一	通所リ ハビリ シヨ ン	令和五、 八、 一
--------------------------	--------------------------	-----------------------	-----------------

山口県告示第三百三十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年十一月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名称	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
医療法人河野 萩市大井一七 二三の一	医療法人河野 萩市大井一七 二三の一	介護予 防通所 リハビ リテー シヨ ン	令和五、 八、 一		

山口県告示第三百四十号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和五年十一月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る保安林の所在場所
 - 萩市大字明木字横瀬仏木一八〇〇の一・字仏木一八〇一の四・一一八二二の
 - 一・一一八二〇の一・一一八二二の一・一一八二二の二(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)、一一八二二の五、一一八二七の一・字仏木田床一一八〇二の一・一一八〇五の二・字仏木大町ノ上一八〇六の一・字仏木大町ノ上浴一一八〇八の二(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除の理由

道路用地とするため
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。〕

- 一 解除に係る保安林の所在場所
長門市油谷向津具下字荒神一〇〇六二の九から一〇〇六二の一まで
- 二 保安林として指定された目的
魚つき
- 三 解除の理由
道路用地とするため

山口県告示第三百四十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和五年十一月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 起業者の名称
学校法人三笠学園
- 二 事業の種類
認定こども園岩国東幼稚園駐車場及び自然広場等整備事業
- 三 起業地
 - (一) 収用の部分
岩国市三笠町二丁目地内
 - (二) 使用の部分
なし
- 四 事業の認定をした理由
 - (一) 法第二十条第一号関係
認定こども園岩国東幼稚園駐車場及び自然広場等整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三十一条第二十一号に掲げる施設に関するものである。
 - (二) 法第二十条第二号関係
本件事業の起業者である学校法人三笠学園認定こども園岩国東幼稚園は、自己資

金である第二基本金により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(三) 法第二十条第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、駐車場を整備することにより、認定こども園岩国東幼稚園及び子育て支援センターの利用者及び地域住民の安心及び安全が図られること並びに義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして自然体験活動を行うことにより幼児の心身の発達の助長が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設（以下「本件施設」という。）を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、本件施設の利用者の利便性が高いこと等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。

エ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

ア 本件事業は、駐車場を整備することにより認定こども園岩国東幼稚園及び子育て支援センターの利用者及び地域住民の安心及び安全を図り、並びに義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして自然体験活動を行うことにより幼児の心身の発達の助長を図るため早急に実施されるべき事業である。

イ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

ウ 以上のことから、本件事業は、土地及び建物を収用し、又は使用する公益上の必要があるものと認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所

岩国市福祉部保育幼稚園課

山口県告示第三百四十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

令和五年十一月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 区域の名称
南岩国町二丁目36地区

二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた区域

市名	町名	地名	番	標柱番号
岩国市	南岩国町二丁目	一〇六一六の六	一〇六一六の五	一号
〃	〃	一〇六一六の五	一〇六一六の四	二号
〃	〃	一〇六一六の五	一〇六一六の三	三号
〃	〃	一〇六一六の四	一〇六一六の二	四号
〃	〃	一〇六一六の三	一〇六一六の一	五号
〃	〃	一〇六一六の三	一〇六一六の〇	六号
〃	〃	一〇六一六の三	一〇六一六の〇	七号
〃	〃	一〇六一六の三	一〇六一六の〇	八号
〃	〃	一〇六一六の三	一〇六一六の〇	九号
〃	〃	一〇六一六の三	一〇六一六の〇	十号
〃	〃	一〇六一六の三	一〇六一六の〇	十一号
〃	〃	一〇六一六の三	一〇六一六の〇	十二号
〃	〃	一〇六一六の三	一〇六一六の〇	十三号
〃	〃	一〇六一六の三	一〇六一六の〇	十四号
〃	〃	一〇六一六の三	一〇六一六の〇	十五号
〃	〃	一〇六一六の三	一〇六一六の〇	十六号
〃	〃	一〇六一六の二	一〇六一六の一	十七号

一 区域の名称
山田(2)地区

二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号

と十号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地名	番	標柱番号
岩国市	周東町祖生	前山田	四八二八の一	一〇六一六の六	一号
〃	〃	〃	一〇六一六の五	一〇六一六の五	二号
〃	〃	〃	一〇六一六の四	一〇六一六の四	三号
〃	〃	〃	一〇六一六の三	一〇六一六の三	四号
〃	〃	〃	一〇六一六の二	一〇六一六の二	五号
〃	〃	〃	一〇六一六の一	一〇六一六の一	六号
〃	〃	〃	一〇六一六の〇	一〇六一六の〇	七号
〃	〃	〃	一〇六一六の〇	一〇六一六の〇	八号
〃	〃	〃	一〇六一六の〇	一〇六一六の〇	九号
〃	〃	〃	一〇六一六の〇	一〇六一六の〇	十号

山口県告示第三百四十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、くし山県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和五年十一月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 くし山県営住宅新築工事
- (一) 工事場所 山陽小野田市掃山二丁目八三五番一
- (二) 工事の概要

構	造	延べ面積	戸数
鉄筋コンクリート造	地上五階建	一、三八〇平方メートル	十九戸

二 経営規模等入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で

構成するものに限る。)とする。
(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(令和四年山口県告示第三百六十五号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。)を受けていること。
3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和五年十一月二十三日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が八百以上であること。
(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期間及び時間

令和五年十二月十二日から同月十五日までの午前九時から午後四時三十分まで
経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和六年一月十五日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課(電話〇八三一九三三一一八七〇)にすること。



(二二二) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和五年十一月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
岩 国 市	令和三年四月一日から 令和五年一月三十日まで	岩国市地籍図 岩国市地籍簿	岩国市錦町大原の一部

二 認証年月日

令和五年十一月二十四日

(二二三) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和五年十一月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

山口県施設予約システム(第五期)導入・運用業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和五年十一月一日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社HARP 札幌市中央区北一条西六丁目一番地二

六 契約金額

四千九百九十六万九千七百円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

令和五年十一月二十四日印刷

発行人所

山口県知事庁